

議案第4号 平成26年度生駒市土地開発公社事業計画の変更及び補正予算(第1回)(案)について、原案のとおり可決された。

12 その他 役員からの質疑事項

松山監事： 土地開発公社の存廃について、他の自治体では解散となったところも多い。生駒市では存続の必要があるとされているが、庁内で議論などしているのか。

理事長： 事あるごとに事務局とは話をして、総務省の見解など待っていた段階もあった。生駒市の場合、他の県内自治体公社とは位置づけが違う部分もあると思っている。

事務局： まず一つは、昨年度の東生駒会社寮跡地を売却する際の条件として、売却先が提示した事業計画どおりに進まなかった又は背いた場合、7年間は買い戻しをするという特約をつけて契約を締結し、登記を行っている。そのため、最低その間は存続するものと考えている。

松山監事： 買い戻し特約は承知している。その特約があるから7年間は存続させるという結論で、議論はしないのか。

理事長： 買い戻し特約は一つの要素であって、そのために議論しないということはない。生駒市では学研北生駒駅周辺の道路整備等のため、公社による先行取得を行う場面がいくつか想定されているので、公社の存続意義はある。

ただ、他の自治体公社の動向や、先行取得しなかった場合の不利などが解消される術が見えてきたときに、議論として出てくると思う。

仮に公社を解散するとなったとき、買い戻し特約をどのように調整するかとの大きな課題はあると思うが、その特約があるから7年間は絶対に解散できないということではないと認識している。

東生駒会社寮跡地の整理が終わって健全となった現公社において、今すぐ解散する理由はない。

松山監事： 今回の議事案件は、交付金がついたので、公社を通さず市が直接購入することとなった、という内容。従来はメリットがあるから公社を通して取得するのであると思うが、最近、同様のケースで公社が取得する事例が減少しているのか。

稲葉理事： そもそも公社の設立意義は、時勢に合わせて土地を先行取得すること。市の一般会計ではタイミングよく予算を確保できない。相手方との交渉次第では公社で先行取得する必要がある。

一番大きなメリットは、当年度では国の交付金が見つからないが次年度でつく場合、先

行して公社で取得し次年度に市が交付金を受け入れて買い戻すことで、交付金を確保できること。

生駒市では北田原町の企業誘致関連、学研北生駒駅周辺での道路整備関連が交付金対象になるが、最近の情勢では交付金が満額ついてこない。このような状況は今後数年続くと予想されるので、公社による先行取得の意義はあると考えられる。

それ以降の大規模な用地取得がない場合どうするかは、その時点で検討することになるが、現時点では存続意義がある。

松山監事： 既に公社を解散している自治体は多いが、用地取得に対してどう対応しているのか。

大西理事： なぜ公社を解散するのかというと、不良資産を抱えて公社自体が借金を返せないの
で、市に付け替えて第3セクター等改革推進債等で借金を返すため、公社を解散せざるを得ない。

生駒市の場合は、東生駒会社寮跡地も処理でき、スポーツ公園事件があったが、今後きちんと監視の目が届くのであれば、先ほど稲葉理事が言われたように、市としてのメリットが大きい。

また、他の自治体公社は資金を銀行からの借り入れに頼らざるを得なく利払いなどの負担があるが、生駒市は基金から公社に融資できるので、健全な運営が担保されている。

松山監事： では公社を解散した自治体は、メリットどころかハンデがあるということか。

大西理事： 解散した公社は、そのメリットを捨ててでも膨大な借金を返さなければならなかった
ので解散した、と理解している。